

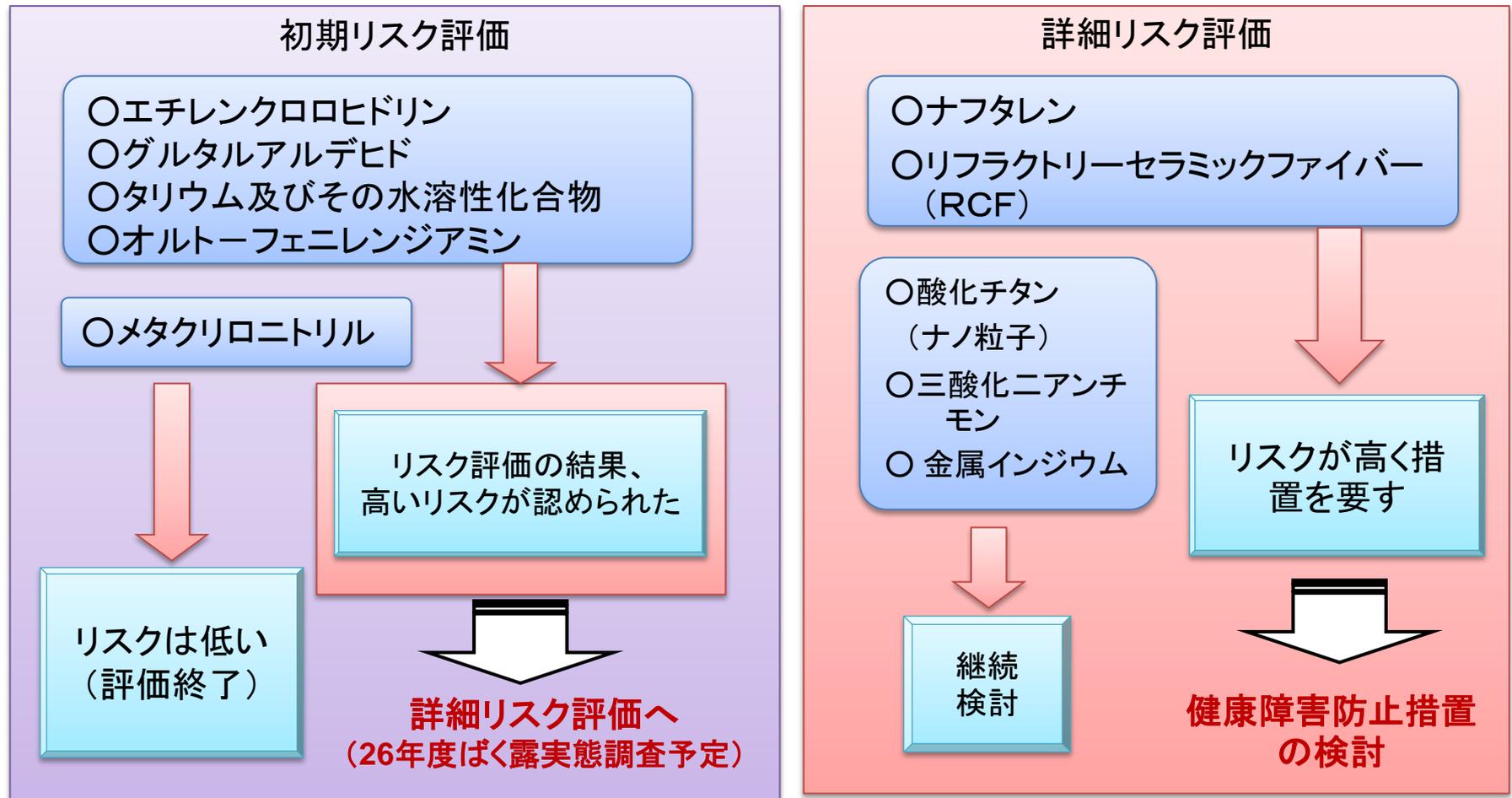
## 平成26年度リスク評価結果の報告(その1)

## ◆平成26年7月25日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

「初期リスク評価」が行われた「エチレンクロロヒドリン」、「グルタルアルデヒド」、「タリウム及びその水溶性化合物」、「オルトフェニレンジアミン」で高いリスクが認められ、さらに詳細なリスク評価が必要とされた。

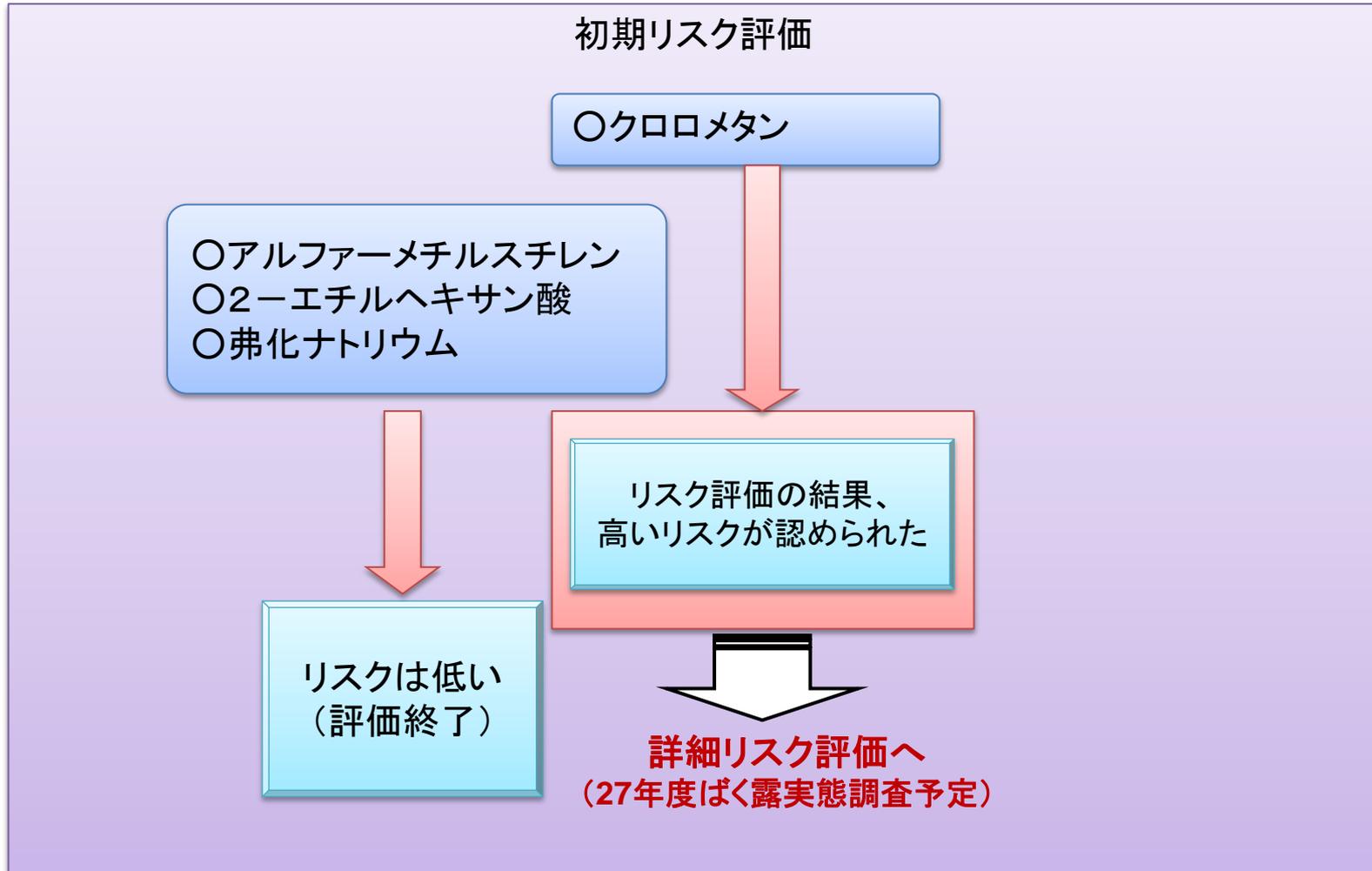
また「詳細リスク評価」が行われた「ナフタレン」、「リフラクトリーセラミックファイバー」は共通した高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

一方、「酸化チタン(ナノ粒子)」、「三酸化ニアンチモン」、「金属インジウム」は情報が不足していることから、今後の調査研究の進展を待って評価することとされた。



## 26年度リスク評価結果の報告(その2)

- ◆平成27年2月10日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表  
「初期リスク評価」が行われた「クロロメタン」で高いリスクが認められ、さらに詳細なリスク評価が必要とされた。



## リスク評価結果を踏まえた具体的な健康障害防止措置内容の検討結果

### ◆平成26年7月25日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーの「リスク評価」の結果、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを含む製剤の製造又は取扱業務で共通する高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

### ◆平成27年2月6日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」公表

リスク評価検討会報告を受け、2物質について具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

### 健康障害防止措置検討会の検討結果（概要）

#### ナフタレン

特定第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じることが必要

発散抑制措置、漏えい防止措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断 等

#### リフラクトリーセラミックファイバー

管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じることが必要

発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断 等